

(五) 別席取扱いについて

(1) 受付時間

☆別席の誓い

午前八時より午後三時まで。(祭典日は別席受付時間に準ずる)

「別席の誓い」に引き続き初席を運ぶ場合には、別席受付時間内に

「別席の誓い」を済ませられるよう早めに受付をすること。

☆別 席

【午前席】八時～九時三十分まで

【午後席】正午～一時三十分まで

○別席の受付時間に遅れた場合、別席は運べない。

※但し、祭典日の受付時間は左記の通り。

▼春季大祭（二月二十六日）

〔午前席〕八時～九時三十分まで

〔午後席〕ございません

▼教祖誕生祭（四月十八日）

〔午前席〕ございません

〔午後席〕二時～三時まで

▼秋季大祭（十月二十六日）

〔午前席〕ございません

〔午後席〕正午～一時まで

▼月次祭（一月、十月を除く毎月二十六日）

〔午前席〕ございません

〔午後席〕一時～二時まで

(2) 別席及び別席の誓いの休日

十二月二十八日より一月一日まで

(3) 祭典日のおさづけの理拝戴について

毎月二十六日（一月を除く）及び四月十八日の午前席は休みであるが、既に九席を済ませ、おさづけの理拝戴を願ひ出る人に限り左記の時間に受付をする。

毎月二十六日（一月を除く）

正午より一時まで

一月二十六日

午前八時より九時三十分まで

四月十八日

午前八時より九時三十分まで

祭典終了後より二時まで

但し、二十六日及び四月十八日の午後席で満席になる人は、おさ

づけの理拝戴を願い出ることができない。

(註) 朝夕のおつとめの手振りを充分練習しておくこと。

(4) 諸 願 書

◎諸願書は必ず楷書で墨書し直属教会長の捺印を要する。

イ、別席願及び席札

- ・「別席の誓い」をするに当たっては、所定の「別席願」、「席札」に「幣帛料」を添え、別席願受付に提出すること。

- ・住所は都道府県名を必ず記入し、番地、何々方、〇〇アパート何号室等まで現住所を詳細に書くこと。

- ・別席の運び方については、「別席運び方席数表」を参照のこと。

ロ、おさづけの理拝戴願

- ・おさづけの理拝戴を願い出る人は、所定の「おさづけの理拝戴願」、「席札」に、「幣帛料」を添え、受付時間内に別席受付に提出すること。

- ・住所は必ず現住所で、氏名、生年月日等を確認のこと。

ハ、傍 聴

- ・既におさづけの理を拝戴した人及び既に九席目を済ませた人が、身上者の付き添いにより傍聴する場合、所定の「傍聴願」に、「幣帛料」を添え、受付へ申し出れば傍聴することができる。(事前に受

付へ確認のこと)

尚、「傍聴願」は毎席必要とする。

二、変 更 ・ 訂 正

- ・別席運び中に直属教会が変わった場合は、理由を明記し、新旧直属教会長、及び新旧所属教会長の署名捺印した「所属変更願」(天理教赤罫紙で墨書)に、貼り紙訂正した席札を添えて受付に申し出ること。

- ・席札の住所、氏名が変わる時、又は誤記のある場合は、新旧又は正誤とその理由を書いた所定の「変更・訂正届」に貼り紙訂正した席札を添えて受付に提出すること。

- ・変更訂正未届のまま満席になった人は(おさづけの理拝戴を願い出る時点で、席札の住所、氏名に変更のある場合)「おさづけの理拝戴願」に新旧住所、氏名を記入の上、貼り紙訂正した席札を添えて受付に提出すること。

別席運び方について

- 1 別席は満十七歳になる月から運べる。
- 2 別席を運ぶ人は先ず「別席の誓い」をしなければならない。
- 3 別席は月に一席、九カ月運んで九席(満席)を原則とする。

- 「別席運び方席数表」は別席者の現住所によって月に運ぶことのできる席数をそれぞれ定めたものであり、定められた席数まで運ぶことができる。
- 月のかわり目に運ぶ場合、定められた席数内であれば、月をまたいで続けて運ぶことができる。
- 4 運んだ席数だけ月を経なければ次の席が運べない。
- 例えば、三月に三席運んだ場合、四月、五月を空けて六月以降でないと運ぶことができない。
- 5 九席目は初席から九カ月目以降でなければ運べない。
- 4, 5について海外はその限りでない（「別席運び方席数表」参照）
- 6 席札を紛失した場合は、運び直しとなる。

別 席 運 び 方 席 数 表		
一	席	大阪府全域、奈良県 京都府 三重県 兵庫県 滋賀県 和歌山県の内、下記の地域を除く全域
二	奈良県	内、上北山村、下北山村、十津川村
	京都府	内、舞鶴市、宮津市、福知山市、綾部市、京丹後市、南丹市、与謝郡、船井郡
	三重県	内、尾鷲市、熊野市、志摩市、度会郡、北牟婁郡、南牟婁郡
	兵庫県	内、洲本市、豊岡市、たつの市、赤穂市、西脇市、相生市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、宍粟市、淡路市、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡、美方郡、多可郡、家島諸島（姫路市家島町）
	滋賀県	内、長浜市、高島市、米原市
	和歌山県	内、新宮市、田辺市、御坊市、日高郡、西牟婁郡、東牟婁郡
二	席	岐阜県、愛知県、福井県、岡山県、香川県、徳島県
三	席	埼玉県、神奈川県、山梨県、富山県、長野県、静岡県、石川県、鳥取県、広島県、山口県、高知県、愛媛県、東京都 内、伊豆諸島（大島―大島町、利島町、新島村、神津島村、三宅島―三宅村、御蔵島村、八丈島―八丈町、青ヶ島村）、小笠原諸島（小笠原村）は五席 島根県 内、隠岐群島（隠岐郡）は五席
五	席	北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県、群馬県、栃木県、茨城県、千葉県、新潟県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、長崎県、鹿児島県、沖縄県
海	外	初席から続けて九席まで運ぶことができる。但し、必ず一日、中休みをすること。